

2. 計画の枠組み

2-1. 目標年度

本計画の目標年度は、「寝屋川市都市計画マスタープラン」や「寝屋川市立地適正化計画」における目標年度を勘案し、概ね 20 年後の平成 52 年（2040 年）とします。また、目標年度の人口の見通しは「寝屋川市人口ビジョン」をもとに、次の通りとします。

表 目標年度における人口の見通し

年度	平成 30 年（2018 年）4 月	平成 52 年（2040 年）
人口	234,851 人	目標 200,000 人
		推計 186,376 人

2-2. 計画対象区域

本計画の対象区域は、都市計画区域（寝屋川市全域：2,470ha）とします。そのうち、市街化区域面積は約 2,162ha、市街化調整区域面積は約 308ha となっています。

表 計画対象区域

区域区分	都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域
面積	2,470ha	約 2,162ha	約 308ha

2-3. 各主体の役割

本計画は、市民・事業者・学校・行政が適切な役割分担のもと、それぞれが連携・相互支援を図りながら協働の取組を進めます。



図 多様な主体による協働のみどりのイメージ

1 市民

生活環境の改善や良好な都市景観の形成に寄与するみどりを
貴重な財産として認識し取り組むこと

- (1) 公園・緑地での各種イベントや体験・生涯学習に参加するなど、みどりとふれあい楽しむ機会を増やすことにより、みどりに対する理解を深めること。
- (2) 市民一人ひとりが当事者としてみどりを守り育てること。
- (3) 自宅の庭やベランダ、樹木などの個人の敷地レベルの身近なみどりを守り育てること。
- (4) 建築物や道路に面した敷地における地域での連続した緑化や、道路や公園などの地域のみどりに関わるボランティア活動、または公園の整備・管理運営への積極的な参画など、みどりの活動を通じて地域とのつながりを深めること。
- (5) みどりの活動実績を有する市民活動団体等は、行政や他団体などと連携しつつ、次世代のみどりの担い手の育成や専門的な視点からみどりを守り育てること。

2 事業者

みどりを守り育てることは、
操業する地域等への社会貢献事業として認識し取り組むこと

- (1) みどりを守り育てることは、地域の良き一員になる契機として捉えること。
- (2) 事業所等の建設や操業にあたっては関係法令を遵守し、みどりを保全・創出すること。
- (3) 学習会等における専門的技術者として従業員などを派遣し、市民等に対する必要な知識や技術等の提供、または緑化活動、体験学習などの機会の創出により、みどりを通じた地域課題の解決などに取り組むこと。
- (4) 大規模な事業所敷地内のみどりは、地域のシンボリックなみどりと成り得ることを認識し、自ら適正に維持管理するとともに地域へ開放すること。

3 学校

校庭のみどりは、次世代を担う学生等の緑化意識の育成や、地域の活動拠点としての役割を担うことを認識し取り組むこと

- (1) 保育所・園、幼稚園、小学校、中学校、高校、高等専門学校、大学では、敷地内でのみどりの育成、生きもの観察や自然とのふれあいなど、環境学習を通じて地域のみどりとふれあう機会を増やすことにより、地域への愛着と誇りを持つとともに、みどりに対する理解を深めること。
- (2) 高等専門学校、大学では、水辺の保全再生プロジェクトなど実践的な活動に学生等が参加することにより、より専門的な視点からみどりに関する知識や技術を習得すること。
- (3) 高等専門学校、大学では、包括連携協定に基づき、学習会等における専門的技術者として学生等を派遣し、市民等に対する必要な知識や技術等の提供、または緑化活動、体験学習などの機会の創出により、みどりを通じた地域課題の解決などに取り組むこと。
- (4) 小学校、中学校、高校、高等専門学校、大学では、緑化を推進し、市街地内の貴重なオープンスペースとしての創出・充実とともに、学校敷地を市民等へ広く開放するなど、地域の活動拠点としての役割を認識すること。
- (5) 小学校、中学校、高校、高等専門学校、大学では、花緑の育成や清掃美化活動など、自治会や市民活動団体などと連携した地域での活動を展開すること。

4 行政

本計画に基づき、多様な主体と連携しつつ、みどりの将来像の実現に向けて取り組むこと

- (1) 公共施設の敷地等において、先導的かつ計画的な緑化を推進するとともに、地域の活動の場として市民等が満足できる公園づくりを目指して取り組むこと。
- (2) 市民等の共助とともに、多様な主体の協働によるみどりづくりを一層推進するための仕組みや体制をつくり、また、庁内を横断する組織の構築や国・大阪府等との連携を強化すること。
- (3) 公園の整備や管理運営、または市民等の協力を得ながら民有地等のみどりの保全・創出を促進するため、既存の法制度の活用や各種助成制度等を充実すること。
- (4) 多様な主体によるみどりの活動をより一層促進するため、様々な情報の発信や、資機材・活動場所の提供、専門家の派遣、補助金等による支援や、みどりを普及・啓発すること。